

# 平成 27 月 6 定例月議会一般質問

1. 市立根室病院の医療安全推進対策、経営改革等への取組みについて
  - (1) 新公立病院改革ガイドラインと病院経営改革への取組みについて
  - (2) 医療安全推進対策への取組みについて
  - (3) 診療情報の提供と「患者権利章典」の制定について
  
2. 地方創生と ICT（地域情報化）の推進について
  - (1) 新たな地域情報化計画策定作業の進捗状況について
  - (2) 地方創生に貢献する ICT の活用策の検討の必要性について
  - (3) ICT 担当部門の強化・充実の必要性について
  
3. 移住政策と空き屋対策について

2015/06/23

根室市議会議員

本田 俊 治

通告に基づき一般質問を行います。

はじめに、市立根室病院の経営改革と医療安全推進対策等への取組みについて伺います。

5月緊急議会におきまして、東浦病院長の事業管理者就任の挨拶を聞き、私ども議会も、そして、市民も、病院が取り組む様々な改革に協力、時には参加し、市民一丸となり協働の姿勢をもって、愛され、心の支えとなる病院づくりにしていかなければならないと強く感じているところです。

市民参加・協働の姿勢で取り組む病院づくりを進めるためには、情報発信、情報の共有が重要なキーワードとなります。病院みずから積極的に伝える作業も勿論必要ですが、議会においても様々視点から病院が直面している課題等について議論を深め、市民に伝える役割があると思いますので、その視点から質問したいと思います。

質問の1点目は、新公立病院改革ガイドラインと病院経営改革への取組みについてであります。

本議会にも平成26年度の最終予算案の報告が上程されているところであり、平成26年度の決算もかたまっていると思いますので、本年4月からの公営企業法全部適用移行を踏まえ、また、病院の経営改革をすすめるという視点から、平成26年度の経営状況をどの様に分析され、経営上の問題点、課題をどの様に捉えているのか伺います。また、現在、取り組まれている経営改革の内容と取り組み状況についても併せて伺います。

次に、本年3月31日付けで新公立病院改革ガイドラインが示されましたので、新ガイドラインをどの様に分析されているのか、現行ガイドラインとの比較も含め、所見を伺います。また、現在進めている病院改革とどのようにリンケージを取り、どのような視点を重視しながら新しい改革プランを策定するのか、この後の策定作業スケジュールも含め、お考え伺います。

次に、国が進める医療制度改革、「地域医療構想」、「医療介護総合確保推進法」と新改革プランの整合性について伺います。

これまで、何度も述べてきましたが、国が進めようとしているこの医療制度改革を地域の目線で分析、根室市の実態に照らし合わせ、地域としての明確な目標設定をもって、医療から介護にいたるトータルプラン作りが必要です。そのプランの中で市立病院の担うべき役割等機能を明確にすべきであり、そのことを踏まえた病院改革であり、新たな改革プランでなければならないと考えます。

3月定例会議会での一般質問でも地域医療の在るべき姿を示さずに市立病院の経営改革を進めるのは危険であると指摘させていただきましたが、新ガイドラインが示されましたので、この点も踏まえ、改めて、市長のお考えを伺います。

質問の2点目は、医療安全推進対策への取組みについてであります。

平成24年10月に院内の医療事故の防止と医療安全確保対策を目的に新たに「医療安全部」が設置され、医療事故防止や医療事故発生時の対応、院内感染防止などを担う「医療安全推進室」に医療安全管理者の資格を有する看護師（兼任）が配置されています。資格を有していた看護師が退職されたときいておりますが、現行どの様な体制になっているのか、また、組織立ち上げ後、どの様な改善作業が進められてきたのか、効果分析等もされていると思いますので、お考えを伺います。

また、本年3月、ノロウイルスによる院内感染が発生し入院患者の制限が必要となり、予算上想定していた患者数が見込めず、結果、収益減になったと、患者動向の状況をお聞きしておりますが、医療安全管理対策の視点から捉えたときに、3月の院内感染に対して、どの様な院内対応がとられたのか、また、その結果については、どの様なかたちで、情報の開示がおこなわれるのか、現行の公表ルール等医療安全対策上の院内感染対策への取組み状況について伺います。

つぎに、診療情報の提供と「患者権利章典<sup>しやうてん</sup>」の制定について伺います。

市立根室病院には、医師、看護師その他医療従事者等の診療情報の提供に関する指針が定められておりますが、この指針については、患者、家族に対してどの様に説明されているのか、また、診療記録の開示請求に関する手続き等のルールも定められておりますが、現在の利用状況はどの様になっているのかお伺いいたします。

病院の質問の最後は、「患者権利章典」の制定についてであります。

本年度「地域医療を守るための条例」の制定に向けた準備が進められています。市民に愛され、心のささえとなる病院づくりは、冒頭でも述べましたが、病院、市民、地域が一丸となり協働の姿勢をもって進めるべき課題であり、この条例制定は起爆剤の一つにはるものと考えます。

市立病院においては、病院理念の実現をめざし、朝の挨拶、市民公開講座や出前講座の開催等様々な取組みがはじまっています。この様な患者サービスの向上を目指す取組みや市立病院が提供する医療を市民に伝え理解していただく取組みは、患者・家族との信頼関係をより深め、相互協力の関係づくりにとって重要であると考えます。

公営企業法の全部適用に移行した、この機に、また、「地域医療を守るための条例」の制定に合わせて、病院における患者の基本的な権利や責務を明確にし、病院職員の更なる意識改革を図り、患者が医療に主体的に参加していいけるよう支援することなどを「市立根室病院患者権利章典<sup>しよつてん</sup>」として定め、病院改革の柱の一つとして取り組まれていかがでしょうか？  
市長の見解を伺います。

つぎに、地方創生と ICT（地域情報化）の推進について伺います。

一点目は、新たな地域情報化計画策定作業の進捗状況についてであります。

昨年の 10 月定例月議会において会派の代表質問でも取り上げさせていただいたテーマです。

その際、新たな計画の策定が必要であり、総合計画と整合性を図りつつ計画期間を 5 カ年程として市民、企業、団体等の意見を反映させ、平成 27 年度中の策定を目指し、現在策定にむけ準備をすすめているという現在進行形のご答弁でしたが、実態として、現時点で、ほとんど準備作業も行われておらず、計画策定作業のスキームすら固まっていないということであり、取組み姿勢に疑問を感じております。

また、進化、発展のサイクルが早い ICT 部門の計画については、様々進行中の行政計画の中でも、特に、PDCA サイクルに則り、適時、的確な見極めによる時点修正と新たな計画展開が必要ですが、そのことが、これまで全くできていないという現状を危惧しております。

ICT の分野に関しましては、自治体間でも温度差がありますので、根室市の現状を全否定するものではありませんが、行政が抱える諸課題の一つとして、どの様な優先順位として、この分野を行政運営・執行に活かすのか、市長の姿勢・スタンスをお聞きしたいと思います。

はじめに、この 10 年の根室市としての計画推進をどの様に評価分析されているのか、また、課題抽出をされているのか、職員の利用を中心とする「行政情報システム」、市民が利活用できる「地域情報システム」それぞれについてお考えを伺います。

次に、新たな計画の策定作業についてであります。現時点までどの様な取組みをされてきたのか、また、本年度中の計画策定をめざすということでしたが、今後、どの様な手順で計画策定を行うのか、計画に市民、企業、団体等の意見をどの様に取り入れてゆくのか等計画策定作業の具体的な方針について、昨年 10 月以降の経過も踏まえ、改めて、市長のお考えを伺います。

2 点目は、地方創生に貢献する ICT の活用策の検討の必要性についてであります。

今年、地方創生元年の年。

まち・ひと・しごと創生会議の基本政策検討チームの報告書や今後5カ年間の政策目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を見てみますと、「ICTの利活用による地域の活性化」は政策パッケージの一つに位置づけられており、更には、各政策パッケージの達成手段としてもICTの活用が必要とされています。

具体的事例として、ICTと高速通信ネットワークを活用したサテライトオフィスやテレワーク、（お隣別海町にはMicrosoft社のテレワークセンター誘致計画のはなしも実現に向け走り出しています。）、地方大学の活性化策としてのICTを活用した遠隔教育、観光の分野では、外国人旅行者の要望が強く、その外国人の情報発信力をも生かし地方の魅力や観光資源するWi-Fiの整備と情報発信機能の強化、防災拠点の公衆無線環境の整備などが示されています。

ICTの充実により、地方にいても都市部と同等の仕事ができる環境、都市部と同等のサービスを受けることができる環境、更には、どんな田舎でも訪れた方々がいつでもどこでも情報の受発信ができる環境等々が可能となります。

ICTは基本的には施策実現のための一つの手段であり、施策の主役ではありませんが、施策や事業のプランニングの中にICTを組み込むこと、その仕組づくりをもって、地方創生に貢献できる可能性があります。

そこで、今後策定予定のわが街の新たな地域情報化計画の策定に当たっては、是非、地方創生に貢献するICTの活用策を一つのキーワードとして作業進めたいと考えているところですが、地方創生に貢献するICTの活用策の検討の必要性という視点から、市長のお考えを伺います。

この質問の終わりは、ICT担当部門の強化・充実の必要性についてであります。

行政情報システムは各種業務の効率化を支える言わば裏方、黒子的役割で、その効果を説明・表現することは難しいところではありますが、今や、システムがダウンすれば業務が停止してしまう程、行政事務の中核を支える仕組みとなっています。その業務量も膨大なものとなっています。

更に、ICT化が加速度的に進む中で、行政サービスの新たな提供手段、双方性を活かしたコミュニケーションツールとして医療・保健・介護、教育、防災、観光、産業振興等々様々な業務、市民サービスにICTを利活用する取り組みも行政情報システムの守備範囲となっています。

現在の組織機構は、全市的な ICT の利活用までコーディネートできるような体制にはないと考えます。

ICT を所管する部門は、進歩の早い業界の動きに敏感であり、常に、市民、地域目線にたつて調査、研究、利活用の可能性の追求に努める等アンテナを高く、チャレンジ精神旺盛に、かつ、真摯に向き合っていく作業が必要です。そのための人材育成、人員配置が急務の課題と考えます。

そこで、各行政分野の施策推進、機能強化・充実のための仕組みづくり、行政と市民を繋ぐコミュニティ手段の構築、更には、前述の地方創生的手段として、多角的視点から ICT の利活用をリードする組織として、ICT 担当部門の強化・充実を図る必要あると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、移住政策と空き家対策について伺います。

移住政策については、平成 24 年度に根室市移住交流協議会を設立し、移住体験モニターツアー、プロモーション事業、移住アドバイザーの設置、移住フェアへの参加、体験住宅の整備等が行われているところですが、制度スタートから 4 年目、今年は、地方創生元年の年でもあり、「まち・ひと・しごとの創生総合戦略」の枠組みのなで、特色のある、根室市らしい移住政策の展開が必要であると考えます。

初期段階では団塊世代をターゲットとした取組みが中心であったと認識しておりますが、この滞在型の短期移住に加え、地域の活性化や産業経済の担い手となる若い世代、更にはキャリア世代をも含め長期移住・定住政策への取組みも重要な視点ではないでしょうか。

そこでも、これまでの取組をどの様に評価され、課題抽出をされているのか、さらには、今後の移住政策に、どの様な根室市らしさ、特色を持たせ取り組んで行くのか、市長のお考えを伺います。

質問の終わりは、空き家対策についてであります。

昨年 11 月に、空き家等対策に関する特別措置法（いわゆる「空き家対策法」）が交付されています。その目的は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進しようとするものです。

根室市として、現時点で空き家の実態把握はどのような状況にあるのか、また、空き家対策の課題をどの様にと捉えているのか、新制度に対する考え方も含め、伺います。

また、空き屋対策を進めて行くで、行政がその実態把握する作業が必要であり、空き家対策法にも努力義務として掲げられている、空き家等に関するデータベースの整備、それを活かした情報提供のできる体制整備をすべきと考えます。更には、空き屋の利活用、リユースについても行政が主体となり取り組むことが重要と考えますが、市長のお考えを伺いし、壇上からの質問といたします。